

仙台市安全安心街づくり 基本計画

(平成28年度から平成32年度まで)

中間案
(素案)

平成27年11月

仙 台 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	1
3 安全安心街づくりの範囲	1
4 計画の位置づけ	2
5 計画期間	2
6 基本理念	3
第2章 市民を取り巻く安全安心の現状と課題	4
1 市内の犯罪の状況	4
2 迷惑行為の状況	8
3 安全安心に対する市民の意識	10
4 取り組みの現状	13
5 防犯に関する市民の取り組み	15
6 安全安心街づくりの課題	16
第3章 基本目標・成果目標	22
1 基本目標	22
基本目標1 『防犯力を高め育む人づくり』	22
基本目標2 『地域で支え合う防犯力の高い街づくり』	22
基本目標3 『犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり』	23
2 成果目標	24
第4章 安全安心街づくりを推進するための施策	25
1 施策の体系	25
第5章 計画の推進	26
1 市民・事業者・関係機関等との連携	26
2 本市の推進体制	26
3 計画の進行管理	27
4 計画の推進イメージ	27

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

本市では、犯罪のない、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、平成18年4月1日に「仙台市安全安心街づくり条例」（以下「条例」という。）を施行し、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、平成19年3月に「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成19年度～平成22年度）」（以下「第1期計画」という。）を、平成23年9月に第1期計画を引き継ぐ形で、「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度～平成27年度）」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画では、「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」という基本理念のもと、「市民一人ひとりの防犯力の向上」「互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり」「犯罪をつくりださない環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、16の基本的施策により安全で安心な街づくりを推進してまいりました。

この間、個人や団体などで自主的な防犯活動への参加が進むなど防犯意識の高まりが見られ、市民、事業者、関係機関相互の連携も進んでおります。

こうした取り組みにより市内での刑法犯認知件数や歩きたばこ、放置自転車等の迷惑行為の件数も減少傾向を示しているなど、一定の成果が現れています。

一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や特殊詐欺等、市民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が発生していることから、さらに市民生活の安心感を高めるための取り組みを進めていく必要があります。

この第3期「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成28年度～平成32年度）」は、第2期計画に基づいて進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、今日の社会環境の変化により求められる新たな課題等への適切な対応を行い、安全安心街づくりのより一層の推進を図るため策定するものです。

2 計画の目的

仙台市安全安心街づくり条例に基づき、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一体となって地域の防犯力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪をつくりださない環境を整備し、市民が安全に安心して暮らせる街の実現を図ることを目的とします。

3 安全安心街づくりの範囲

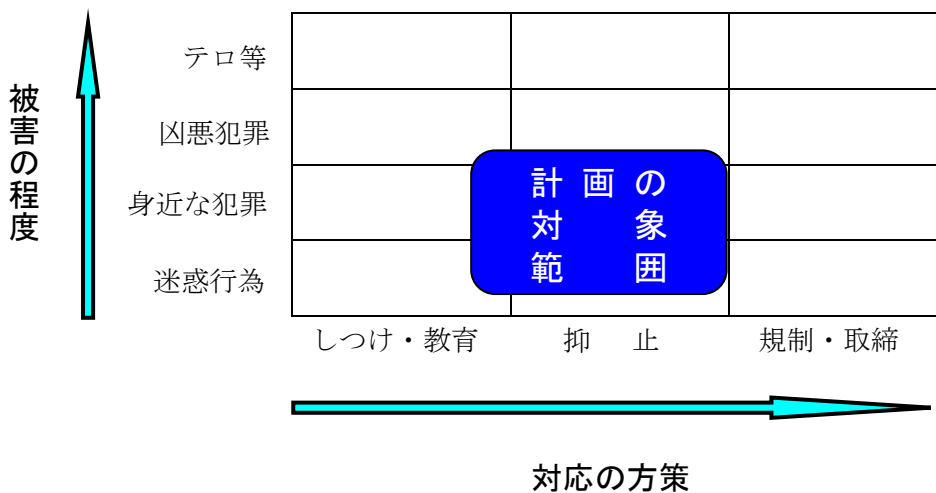
「安全安心」に関しては、現在「地震・風水害等の自然災害の安全安心」や「食に関する安全安心」、「交通安全」等市民生活の様々な分野において、取り組みが行われています。

本計画における「安全安心街づくり」とは、条例において「犯罪の防止に関する自主的な活

動、犯罪の防止に配慮した環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組」と規定しています。

施策の推進にあたっては、「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、自転車盗、特殊詐欺、子どもを狙った犯罪等）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取組みを計画の範囲とします。

対象とする取組みの範囲



※ 犯罪の抑止には、啓発活動、防犯活動、環境の整備等が含まれます。

4 計画の位置づけ

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて、安全安心街づくりを総合的に推進するための計画です。

仙台市では安全安心の分野以外にも様々な計画を策定し、各種施策を展開していますが、本計画では市民の安全安心に関する他の分野とも連携を図っていきます。

本計画は、仙台市総合計画を上位計画とし、本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとします。

5 計画期間

計画の期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。ただし、この期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

6 基本理念

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて策定されるものであり、これまでの第1期計画（平成19年度～22年度）及び第2期計画（平成23年度～27年度）と同様に、条例の基本理念を本計画における基本理念とします。

市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

第2章 市民を取り巻く安全安心の現状と課題

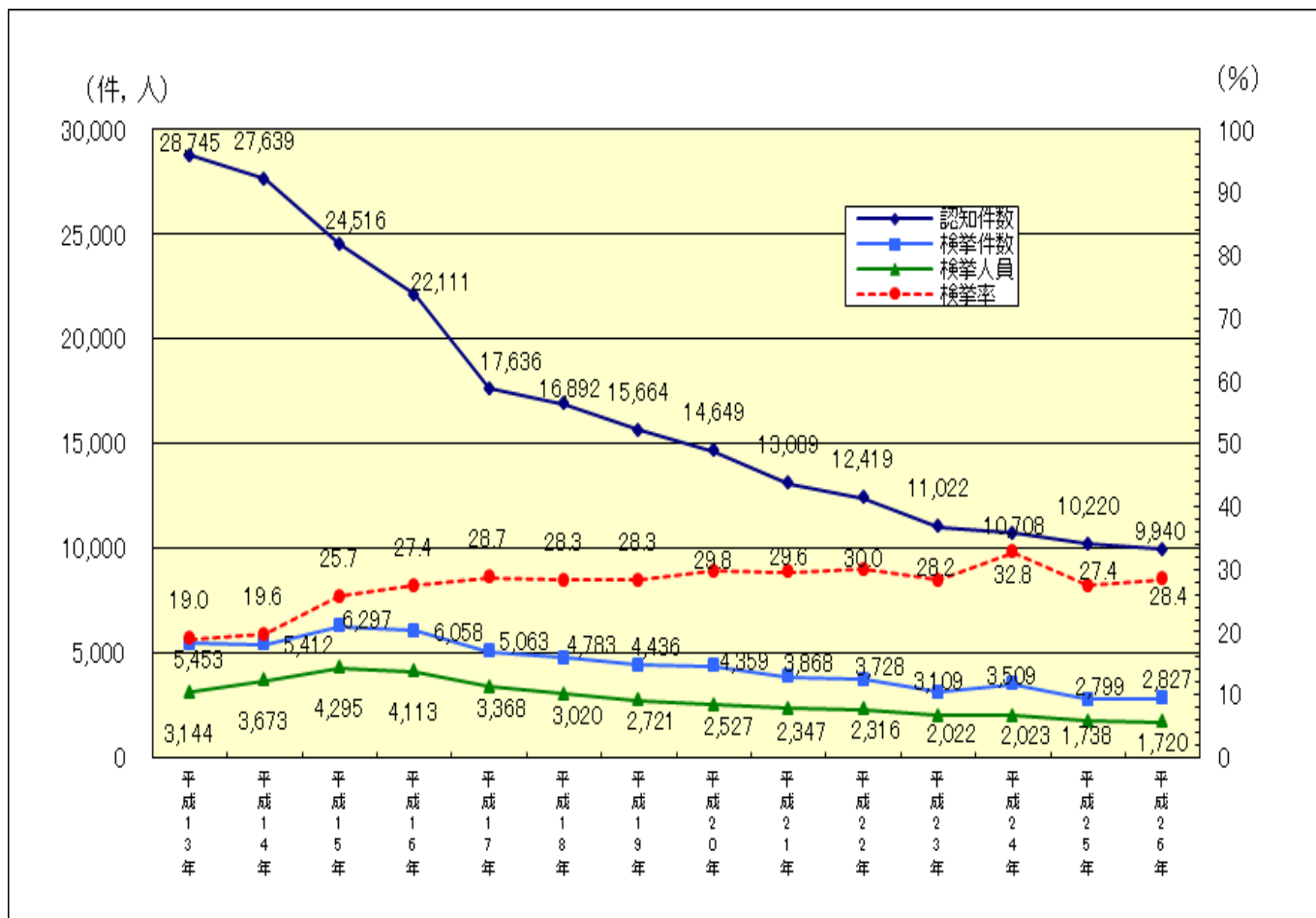
1 市内の犯罪の状況

(1) 仙台市内の刑法犯認知件数の推移

本市内の刑法犯認知件数※1は、前計画策定時点の平成22年の12,419件に比べ、平成26年は9,940件まで減少し、ピーク時(平成13年28,745件)の34.6%まで減少しています。

犯罪種別で見ますと、全体の約73%を窃盗犯が占め、市民生活の身近なところで犯罪が多く発生しています。

〈仙台市内の刑法犯認知件数、検挙件数等の推移〉



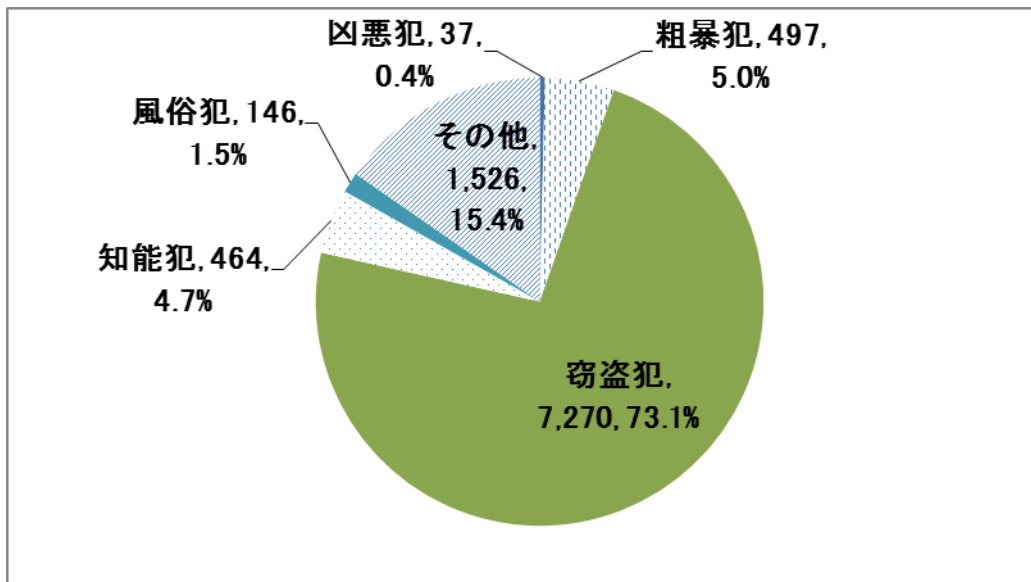
(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の罪種別認知件数の推移〉

罪種※2	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
凶悪犯	101	57	65	59	50	57	44	37
粗暴犯	561	489	512	517	508	600	539	497
窃盗犯	11,345	10,817	9,644	9,142	8,298	7,720	7,524	7,270
知能犯	788	806	577	607	336	468	415	464
風俗犯	138	165	118	151	119	134	108	146
その他	2,731	2,315	2,173	1,943	1,711	1,729	1,590	1,526
合計	15,664	14,649	13,089	12,419	11,022	10,708	10,220	9,940

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈平成 26 年 罪種別認知件数〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

※1 殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺など、刑法に規定する犯罪（道路上での交通事故に起因する罪を除く）の発生を警察で認知した件数（被害届出受理件数）です。

※2 罪種の説明

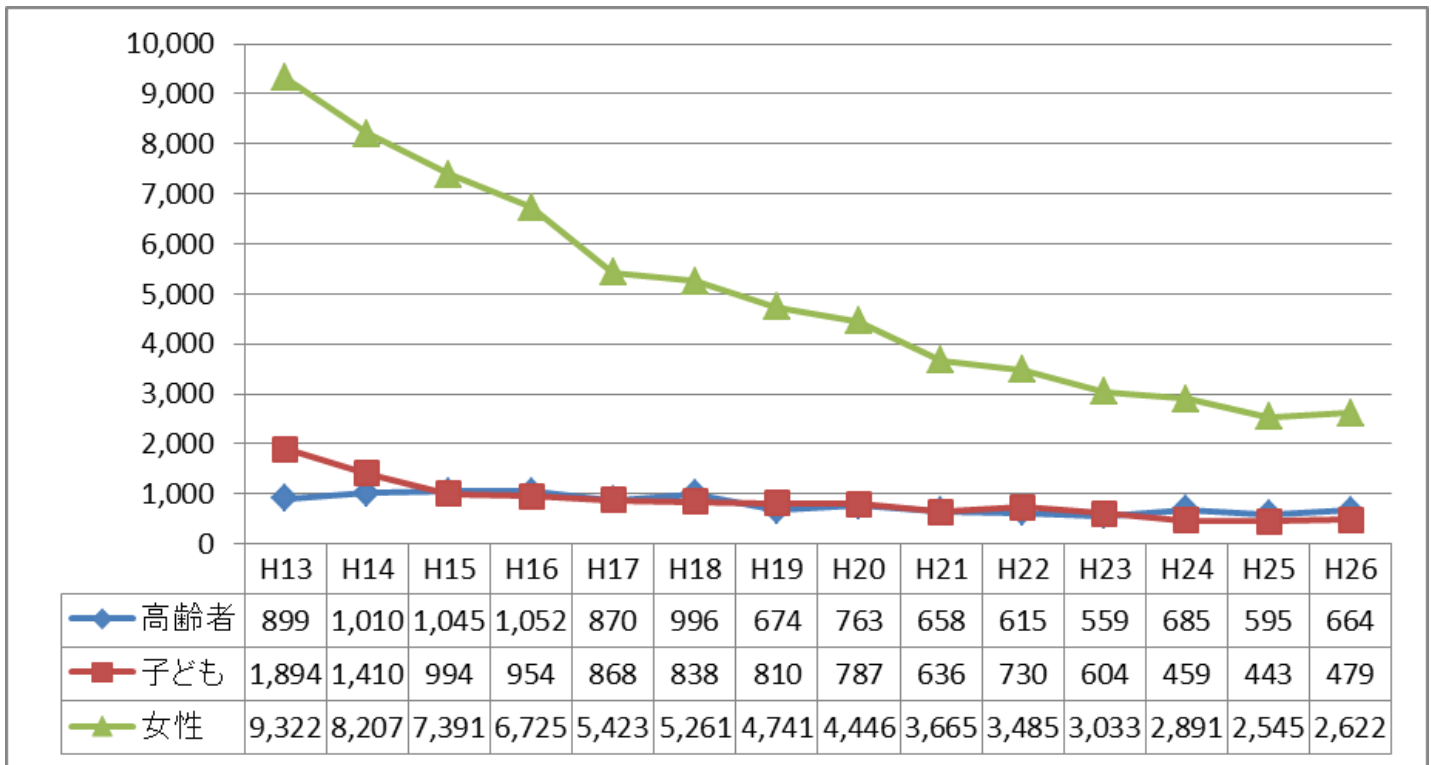
- ・凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦など
- ・粗暴犯：暴行、傷害・傷害致死、脅迫、恐喝、凶器準備集合など
- ・窃盗犯：空き巣、万引き、車上狙い、乗物盗（自動車・自転車・オートバイ盗）など
- ・知能犯：詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、有価証券偽造、汚職、背任など
- ・風俗犯：賭博、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布など
- ・その他：占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊、建造物損壊、公務執行妨害、犯人隠匿・証拠隠滅など

(2) 高齢者、子ども、女性の犯罪被害状況

高齢者、子ども、女性が被害者となる犯罪認知件数は年々減少傾向にあります。

全体に高い割合を示す窃盗犯を除くと、女性ではわいせつなどの性的犯罪の被害割合が比較的高くなっています。高齢者では、振り込め詐欺や悪質商法などの知能犯の被害割合が他に比べ高く、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、件数、金額ともに大幅に増加しています。また、子どもに対する声かけ・つきまとい、迷惑防止条例違反行為にあたる卑わいな言動等の発生件数は、年々増加傾向にあります。

〈仙台市内の高齢者、子ども、女性が被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



※高齢者は65歳以上、子どもは15歳以下

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈平成26年 高齢者・子どもが被害者となる割合(罪種別)〉

[件数、(割合)]

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
高齢者	2(0.3)	27(4.1)	389(58.6)	124(18.7)	0(0.0)	122(18.4)	664
子ども	3(0.6)	32(6.7)	421(87.9)	0(0.0)	12(2.5)	11(2.3)	479
市全体	37(0.4)	497(5.0)	7,270(73.1)	464(4.7)	146(1.5)	1,526(15.4)	9,940

※「市全体」には、被害者がいない場合及び被害者が法人・団体である場合の件数を含む

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈平成 26 年 男女別の被害者の割合(罪種別)〉

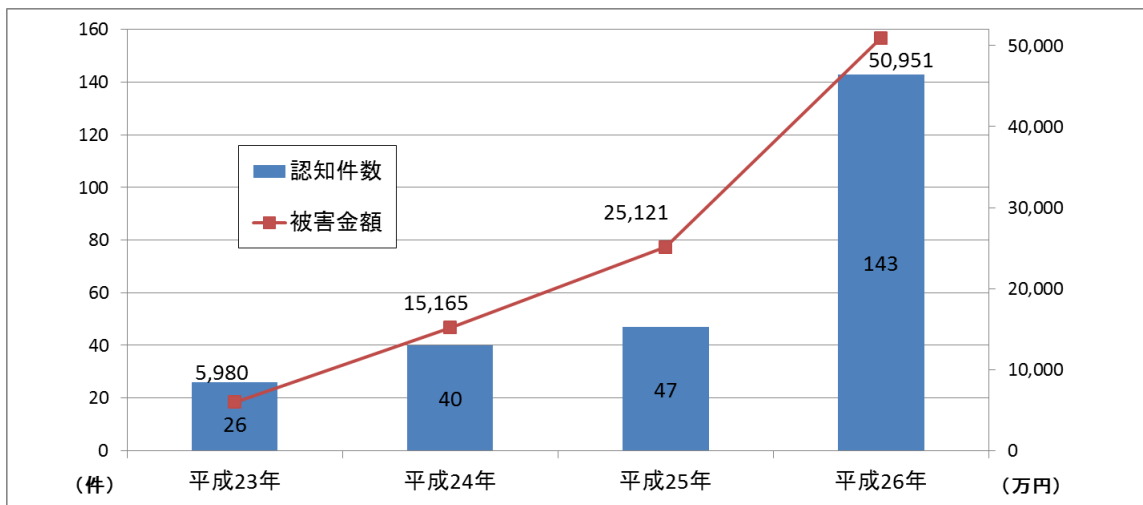
[件数、(割合)]

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
女性	21(0.8)	170(6.5)	1,764(67.3)	131(5.0)	116(4.4)	420(16.0)	2,622
男性	12(0.2)	326(6.6)	3,712(75.2)	134(2.7)	2(0.0)	751(15.2)	4,937
市全体	37(0.4)	497(5.0)	7,270(73.1)	464(4.7)	146(1.5)	1,526(15.4)	9,940

※「市全体」には、被害者がいない場合及び被害者が法人・団体である場合の件数を含む

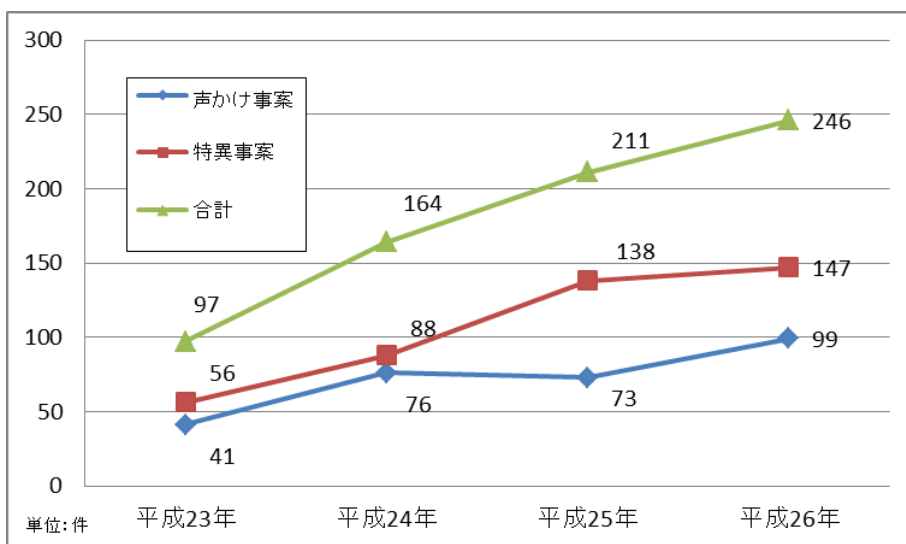
(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の特殊詐欺被害状況〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の子どもを対象とした脅威事案発生状況〉



※子どもは13歳未満

※声かけ事案・・・声かけ、つきまとい

特異事案・・・公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、暴行等

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

2 迷惑行為の状況

迷惑行為は、すべてが犯罪であるとは限りませんが、周りの人が不快な思いをするだけでなく、迷惑行為を放置しておくことで、社会全体の規範意識を低下させ、重大な犯罪の発生を誘引する可能性もあります。

(1) 自転車の迷惑走行

近年、環境問題や健康志向などを背景とし、自転車への注目が高まっている一方、ルール無視やマナー欠如による危険な自転車の迷惑走行が大きな社会問題となっています。本市では平成 25 年 7 月に「杜の都の自転車プラン～仙台市自転車利用環境総合計画～」を策定し、地域の関係団体との協働により、安全に自転車を利用するためのルール遵守やマナー向上に向けた取り組みを進めているところです。

市内の自転車事故発生件数は平成 18 年以降減少傾向にあります。市民意向調査では、1 年間で迷惑と感じた行為として、「自転車の走行マナーの悪さ」を挙げる声が 5 割となっており、引き続きルール遵守・マナー向上への取り組みが求められています。

(2) 放置自転車

商店街や歩道等の路上で、無秩序な自転車やバイクの駐輪により歩行を阻害する等の問題が生じています。

本市では、「仙台市自転車等放置防止条例」を定め、自転車等放置禁止区域、規制区域を指定し、道路上などに放置されている自転車を迅速に撤去することにより、放置の抑制を図っています。また、公共駐輪場の整備を進め、新たな駐輪スペースの確保に努めています。

これらの取り組みの効果により、放置自転車等撤去数は年々減少傾向にあります。

(3) 違反広告物等

違反広告物のひとつであるいわゆる「ピンクちらし」は、全国的にも仙台の悪いイメージとして大きな問題になっていましたが、市民と行政が一体となった活動や「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」による取り締まりが強化された結果、今日では全く見当たらなくなっています。

本市における違反広告物除却件数は、平成 22 年度以前と比較すると大幅に減少し、市民意向調査における「1 年間で迷惑と感じた行為」においても、違反広告物を挙げる声は大きく減少しています。

(4) 落書き

落書きは、刑法の器物損壊等に違反する行為です。本市では「仙台市落書きの防止に関する条例」で落書きを禁止し、市民の取り組みを支援するため、落書き消しの消去剤や道具の貸出を行っています。

最近は市民の取り組み等により、ピーク時と比べ落書きの被害は大きく減少してきており、市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」においても、落書きを挙げる声は大幅に減少しました。

(5) 違法駐車

違法駐車は、道路の円滑な通行を妨げて交通渋滞を発生させるだけでなく、交通事故を引き起こす危険性もあります。

警察による取り締まりのほか、本市では「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」により、「違法駐車等防止重点地域」を指定し、交通安全指導員が違法駐車防止の助言・指導を行っており、駐車違反検挙件数は年々減少傾向にあります。

(6) ごみのポイ捨て

ごみのポイ捨ては、地域的美観を損ねるだけでなく、私たちの生活環境にも影響を及ぼす可能性があります。

本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定し、生活環境の向上に努めています。

市民や事業者が主体的に参加できる「全市一斉『ポイ捨てごみ』調査・清掃キャンペーン（アレマキャンペーン）」には、平成24年度以降毎年度延べ2,000人を超える市民が参加しており、また、一定の区域を定めて清掃活動等を継続的に行う「仙台まち美化サポートプログラム」に登録する団体数は増加しています。

(7) 歩きたばこ

火のついたたばこを大人が持って歩くことは、たばこの高さが子どもの目線の位置に当たるとともに、周りの人の衣服等を焦がす恐れがあるなど大変危険な行為です。

本市では、東一番丁通、中央通、定禅寺通等9か所6,400mを「歩行禁煙モデルストリート」として設定し、横断幕の掲出や屋外放送、キャンペーンの実施等により歩行禁煙の呼びかけを実施しております。

モデルストリート内の歩きたばこ者の数は着実に減少しているものの、依然として解消には至っていないこと等から、平成27年6月に「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が制定され、平成28年4月から市長が指定する歩行喫煙防止重点地域においては、歩行喫煙が禁止されます。

(8) 管理不十分な空き家等

空き家や空き地の中には、管理が適切に行われず放置され、衛生上や保安上、周辺の生活環境に影響を及ぼしているものもあります。

本市では、昭和63年3月から「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」を、平成26年4月から「仙台市空家等の適切な管理に関する条例」を施行し、また、国においても平成27年5月から「空家等対策の推進に関する特別措置法」が

全部施行され、対策が強化されました。適切に管理されていない空き家等の所有者や管理者に対しては、法律に基づく指導・助言等を行い、改善につながるケースも増えています。

3 安全安心に対する市民の意識

本計画の策定にあたり、市民の安全安心に関する意向を把握するため、平成 27 年 5 月に市民 2,000 人を対象とした「安全安心街づくりに関する市民意向調査」を実施しました。(有効回収率：58.5%) 同様の調査は前回計画策定時(平成 22 年 6 月)にも実施しており、可能なものについては前回調査との比較を行いました。

(1) 犯罪が発生する可能性

日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、高くなったと感じている方の割合は、平成 22 年 6 月調査より 13.9 ポイント減少しました。

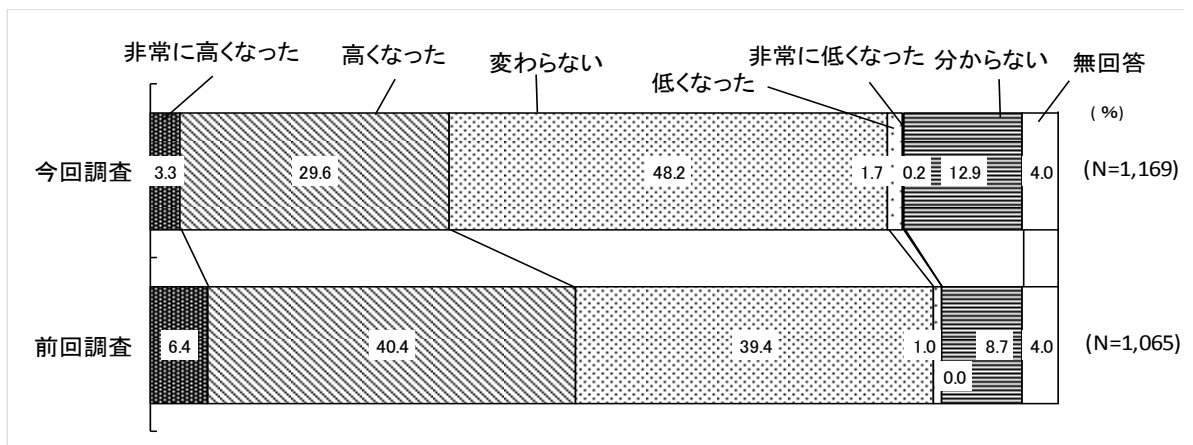
高くなったと答えた方にその理由を聞いたところ「犯罪が多様化、巧妙化してきたから」(67.0%)、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」(53.8%)が上位を占めています。

また、日常生活の身近なところで発生する可能性の高い犯罪として「高齢者が被害者となる犯罪」(36.3%)、「悪徳商法や詐欺など」(35.7%)が上位を占めています。

地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものを聞いたところ、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」(55.9%)、「空家、廃屋、空き地」(28.1%)、「たばこやごみのポイ捨ての放置」(27.2%)が上位を占めています。

問 6 あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれたり、犯罪が発生する可能性について、どのようにお感じですか。日常の行動範囲内(自宅周辺及び市内の通勤・通学、買物等に行く地域)であてはまるものをお答えください。(〇は1つ)

<図表 2-1> 犯罪が発生する可能性について/前回比較



(2) 地域の防犯対策

地域の防犯力を高めるために必要な取り組みを聞いたところ、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(58.9%)、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」(57.6%)、「夜間のパトロール」(40.5%)が上位を占めています。

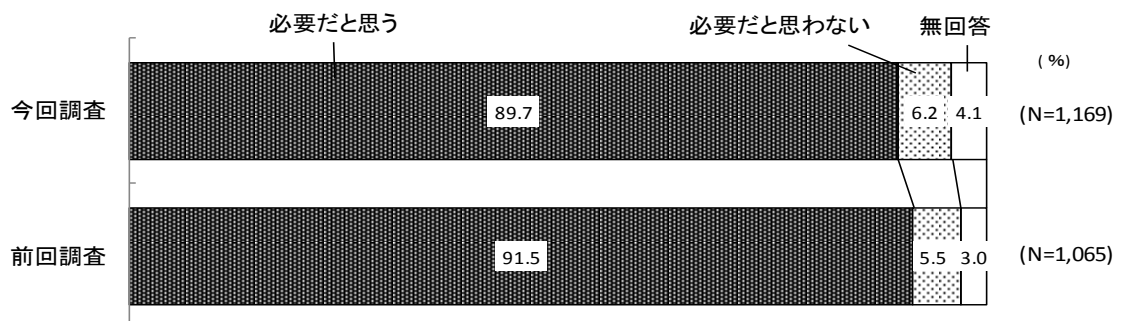
また、防犯活動の必要性については、89.7%の方が「必要だと思う」と回答しており、53.3%の方が「機会があれば参加したい」と回答しています。防犯活動に参加したいと思える頻度については、「半年に1回程度であれば」が45.3%で最も多く、次に「1年に1回程度であれば」(31.5%)が続き、2つの合計が7割を超えており、低頻度での参加希望が多いことがうかがえます。

防犯活動に参加している人に、成果があったと感じていることについて聞いたところ、「地域住民に知り合いが増えた」(55.6%)、「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」(43.2%)、「地域の連帯感が強くなった」(39.5%)が上位を占めています。

一方、防犯活動に参加して感じた課題を聞いたところ、「参加者数の維持が困難又は不足している」(44.4%)、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない又は連携できない」(28.4%)、「地域の理解、協力が得られない又は得にくい」(21.0%)が上位を占めています。

問 12 あなたは、地域の防犯活動は必要だと思いますか。(○は1つ)

<図表3-9>防犯活動の必要性/前回比較

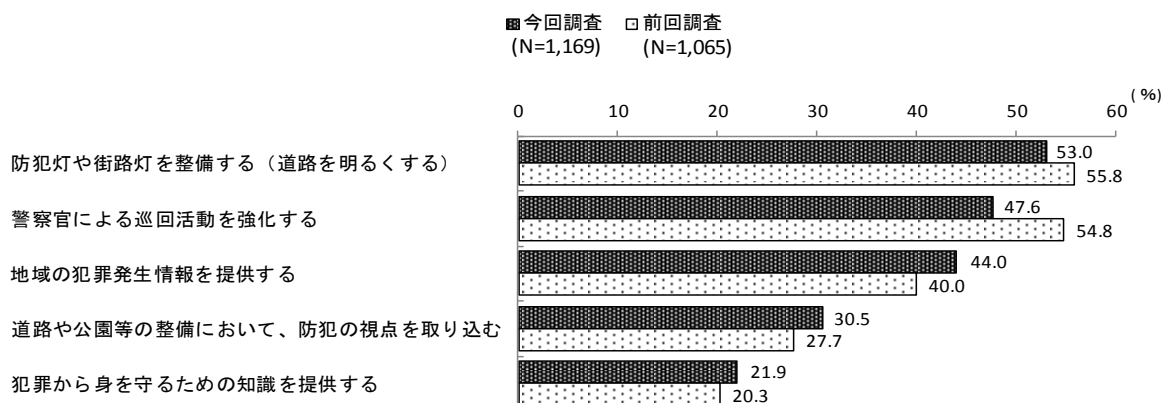


(3) 行政や警察に望む防犯対策

安全安心街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組みを聞いたところ、「防犯灯や街路灯を整備する(道路を明るくする)」(53.0%)、「警察官による巡回活動を強化する」(47.6%)、「地域の犯罪発生状況を提供する」(44.0%)が上位を占めています。

問 14 あなたは、犯罪のない安全で安心な街づくりのために、行政や警察のどのような取り組みが重要だと思いますか。(○は3つまで)

<図表4-1>安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み/前回比較

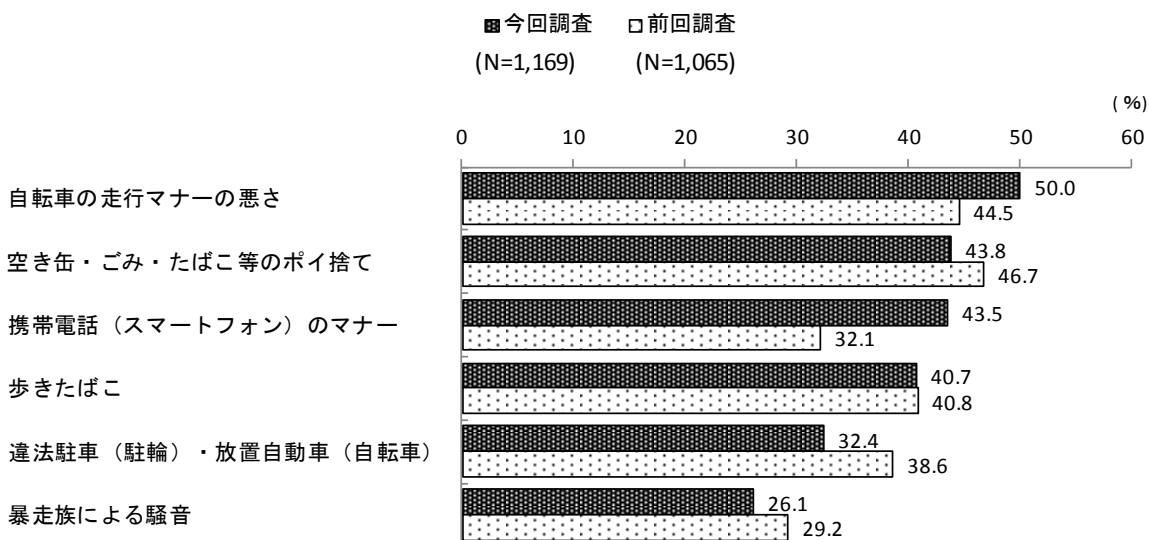


(4) 迷惑行為について

この1年間で迷惑と感じた行為を聞いたところは、「自転車の走行マナーの悪さ」(50.0%)、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(43.8%)、「携帯電話(スマートフォン)のマナー」(43.5%)、「歩きたばこ」(40.7%)が上位を占めています。

問15 あなたが、この1年間で迷惑と感じた行為としてどのようなものがありましたか。(〇はいくつでも)

<図表5-1> 1年間で迷惑と感じた行為/前回比較



4 取り組みの現状

【基本目標1】 市民一人ひとりの防犯力の向上

基本的施策	主な取り組み
1 防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーンやイベント等を活用した啓発活動 ・各種防犯講座の開催
2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における非行防止教室の実施 ・繁華街等における街頭指導 ・児童相談所や子供相談支援センターでの相談業務
3 児童生徒等子どもの防犯力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの配布等による地域安全マップの作成支援 ・学校における防犯教室・訓練の実施やパンフレットの配布等による安全教育の推進 ・学校の安全教育担当者を対象とした研修 ・児童生徒を対象とした防犯ブザー購入費補助
4 女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学女子大生への女性向け防犯冊子の配布による啓発 ・エル・ソーラ仙台や配偶者暴力相談支援センターにおける女性を対象とした相談業務 ・デートDV防止出前講座等の実施による若年層への啓発 ・高齢者のための防犯啓発用パンフレットの配布 ・地域包括支援センター等における高齢者向け防犯講座 ・高齢者に接する機会の多い民生委員等への啓発や、配食サービス提供団体等と連携した啓発 ・障害者施設利用者及びその職員を対象とした防犯講習会
5 防犯力向上のための情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、各種情報誌、ホームページ等による防犯情報の提供

〔基本目標2〕 互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり

基本的施策	主な取り組み
1 地域コミュニティによる防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校ボランティア防犯巡視員」による巡視活動 ・学校や登下校見守り活動時におけるあいさつ運動
2 自主防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「歩くボランティア」登録者の普及促進 ・地域における自主防犯活動団体への助成 ・青色回転灯装着車両による防犯パトロール
3 地域と一体となった子ども等の見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校防犯巡視員「仙台まもらいだー」による巡回活動 ・児童館、保育所、学校等への不審者情報等の提供 ・「子ども110番の店(家)」等の拡充 ・「防犯・子どもを守ろうデー」の実施
4 防犯活動団体のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各区安全安心街づくり活動推進モデル地区における関係団体と連携した防犯活動の実施
5 防犯リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導隊・防犯女性部等研修会の開催 ・「学校ボランティア防犯巡視員」育成指導のための研修会実施
6 犯罪被害者等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ被害者支援センター」への支援 ・犯罪被害者支援総合相談窓口（相談用直通電話）による相談業務の実施

〔基本目標3〕 犯罪をつくりださない環境づくり

基本的施策	主な取り組み
1 危険迷惑行為等撲滅への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行のルール遵守・マナー向上のための啓発活動 ・放置自転車対策用自転車駐輪マップの配布 ・ボランティア等と連携した違反広告物除却活動の推進 ・市民、事業者、行政等の連携による落書き消去活動の実施 ・交通安全指導員による違法駐車等の巡視・指導 ・アレマキャンペーン等によるごみのポイ捨て防止対策の実施 ・歩行禁煙モデルストリートにおける啓発活動の実施 ・管理不全な空き家の所有者等への助言・指導等の実施
2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯照度アップ、公園灯の新設修繕等の実施 ・公園の樹木剪定の実施 ・住宅の防犯対策のための防犯診断の実施
3 子どもの安全に配慮した環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における機械警備システム導入の促進 ・通学路の安全点検の実施と指定通学路の追加・廃止
4 地域における市民自らが行う環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、町内会、市民活動団体等への落書き消去剤等の貸出
5 地域における関係団体等による環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国分町地区夜間パトロール等の実施 ・国分町地区安全安心街づくり推進協議会における路上における客引き対策の検討 ・各区安全安心街づくり推進協議会における関係団体と連携した防犯活動の実施

5 防犯に関する市民の取り組み

市民による防犯活動は、防犯協会のように組織的に活動するものから、散歩や買物等の時間帯を利用した気軽にできる活動まで、様々なものがあります。

(1) 防犯協会

地域における防犯パトロール、防犯思想の普及啓発、非行防止や青少年健全育成の支援、特殊詐欺防止の啓発活動等を実施しています。

現在、市内には、70 の単位防犯協会があり、組織内に防犯指導隊、女性部等を有し、2,000 名弱の隊員が活動しており、地域におけるパトロールや見守り活動などの防犯活動を行っています。

(2) 地域安全安心まちづくり事業により活動する自主防犯組織

本市では、平成 16 年度から、地域において自主的な防犯活動を行う団体に対し、活動に要する経費の補助を行っています。

平成 26 年度末現在、11 年間で延べ 225 件の補助制度の利用があり、児童の登下校時の防犯パトロール、危険箇所の点検、防犯マップの作成、環境浄化活動等に取り組んでいます。

(3) 歩くボランティア（アイ・アイキンジョパトロール）

本市では、平成 16 年度からウォーキングや犬の散歩等、自分の都合の良い時間帯に防犯意識を持って地域を見守る、歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」の登録を市民に呼びかけています。

平成 26 年度末で約 1,700 名の方が、犯罪・非行等を目撃した際には警察署や交番へ通報し、防犯上好ましくない場所（暗い道や公園等）を発見した場合には、本市へ報告するなどの活動を行っています。

(4) 学校ボランティア防犯巡視員、学校防犯車両

市教育委員会では、平成 17 年度から各学校において、PTA や町内会等に学校ボランティア防犯巡視員登録の呼びかけを行っており、全市立小中学校において組織されています。

平成 26 年度末で約 6,700 名のボランティアの方々が登下校時を中心に地域の巡視活動を行っています。

また、本市の公用車や給食配送車、郵便局や企業の車両を「学校防犯車両」として登録し、運行中に児童生徒の緊急事態に遭遇した場合に、児童生徒の保護や学校、警察等への連絡を行っています。

(5) 県警による自主防犯ボランティア団体支援

宮城県警察では、平成 16 年度から、地域・職域等の単位で防犯活動を行う自主防犯ボランティア団体の結成活動の支援を図っています。

平成 26 年末の登録団体は 100 団体で、結成された自主防犯ボランティア団体に対しては、警察から積極的に情報を提供する等の支援育成を行っています。

6 安全安心街づくりの課題

(1) 安全安心街づくりの課題

市民意向調査では、日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、高くなつたと感じている方の割合が前回調査より約 14%減少しました。本市内における平成 26 年の刑法犯認知件数も、前計画策定時点の平成 22 年と比べ約 2 割減少しており、また、主な迷惑行為の発生状況も、前回計画策定時点と比較すると減少傾向にあります。これら、前計画に基づく取り組みが一定の成果を得ていることがうかがえます。

しかしながら、近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が大幅に増加していることや、子どもへの声かけやつきまといなどの発生事案が増えていることなど、新たな課題も浮き彫りになってきました。市民意向調査でも、身近での犯罪の発生により不安を感じている割合が減少している一方、振り込め詐欺やネット犯罪をはじめとする犯罪の多様化、巧妙化や、全国的な凶悪事件の発生により、不安を感じている割合は依然として高いものとなっています。また、防犯活動に参加して感じた課題では、参加者数の確保や関係団体との連携不足を指摘する声が依然として多くなっています。

これらを踏まえて、犯罪のない安全で安心して暮らせる街の実現に向けて、今後 5 年間の取り組みの基本的方向を明らかにするために、課題を次のとおり整理します。

課題 1 市民一人ひとりの防犯意識の向上

現状

各種広報・啓発や取り組み等により、「自らの安全は自らで守る」という防犯意識は大分浸透してきており、刑法犯認知件数も年々減少しています。しかし、乗り物の盗難や空き巣など少しの気配りで防げる犯罪がまだまだ多く発生しています。

市民の意見

- ・市民一人ひとりの防犯意識の向上が重要である。
- ・戸締りや鍵かけの励行が重要である。
- ・電話勧誘や悪質な訪問販売等の拒絶が必要である。

課題等

日頃からの心がけや取り組みにより犯罪被害を未然に防止できる事案が多いことや、インターネットに起因する犯罪等、新たな手口にも対処していく必要があることから、市民一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯力を高めることができるようにすることが必要です。

課題2 規範意識の醸成

現状

ライフスタイルの多様化、核家族化、情報化、価値観の多様化といった社会の情勢が様々に変化している中で、規範意識の低下が問題となっています。次代を担う子どもたちの規範意識の醸成が求められますが、つながりの希薄化により、地域社会の子どもの規範意識を育てる力が低下しています。

市民の意見

- ・子どもの頃からの規範意識の向上が必要である。
- ・大人が模範的な行動を取ることが重要である。

課題等

安全安心の街づくりは人づくりから始まります。家庭はもとより、学校や地域との連携により、社会全体で子どもの規範意識を育てていく環境づくりが求められています。

課題3 高齢者、子ども、女性、障害者等の防犯対策

現状

犯罪を防御する力が弱い高齢者、子ども、女性等が被害者となる犯罪認知件数は年々減少傾向にあります。しかし、高齢者等を対象とした特殊詐欺や、重大事件につながるおそれのある子どもに対する不審者からの声かけやつきまといなどは増加の傾向にあります。また、女性への暴行、わいせつ行為などは、表面化しにくいことから、その被害はいまだ多いといわれています。

市民の意見

- ・高齢者をねらった振り込め詐欺等には、周囲の人が気付いて対処することも必要である。
- ・通学路におけるパトロール等子どもの見守りは重要である。

課題等

高齢者、子ども、女性、障害者等について、特に狙われやすい犯罪からの安全の確保に努める必要があり、それぞれに特化した防犯講習会の開催や広報、啓発の充実を図っていくことが必要です。

課題4 情報の発信と犯罪被害への不安感の軽減

現状

安全安心の街づくりのためには、地域への効果的な犯罪・防犯情報の発信が求められています。

また、市内の刑法犯認知件数は毎年減少しており、犯罪発生の可能性が高くなっていると感じている市民は少なくなっていますが、全国的に見られる凶悪事件や、振り込め詐欺やネット犯罪など多様化・巧妙化する犯罪の報道に接することで、犯罪被害への不安をいただく市民もいます。

市民の意見

- ・最新の犯罪情報、防犯情報の提供が必要である。
- ・各年代に応じた取り組みや情報を共有することが必要である。

課題等

市内での犯罪発生状況や防犯に資する情報、地域の防犯活動などの情報を広く時機をとらえて市民に伝え、学校や地域、各団体相互間で必要な情報を共有しながら、連携・協力して身近な犯罪の発生を抑止する取り組みを行うことによって、犯罪被害への不安感を解消することが必要です。また、犯罪被害に遭った方々が受け得る支援を適切に受けられることも求められています。

課題5 地域防犯力の一層の向上

現状

地域では住民による自主的な防犯活動が行われています。また、多くの市民が、防犯活動は必要であると考えており、機会があれば活動に参加したいと思っています。

一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化により、必ずしも既存の活動の参加者は増えていない状況にあり、地域内の関係団体との連携・協力体制の構築による効果的な活動が必要となっています。

市民の意見

- ・地域コミュニティの活性化が必要である。
- ・近隣住民同士のつながり、声の掛け合いは必要である。

課題等

地域における様々な行事や街づくり活動を通して、地域の連帯感・一体感を高めながら、地域コミュニティによる防犯力が高まるよう、防犯活動に参加意欲のある方が参加しやすくなる方策を講じながら、地域内の自主防犯組織や町内会、学校などの連携・協力による裾野の広い防犯活動を展開していくことが必要です。

課題6 防犯活動の活発化

現状

防犯協会や学校を中心とする防犯活動は各地域に定着しています。しかし、働き盛りの世代を中心に、忙しくて時間がないことを理由に防犯活動への参加を難しいと考える方も多く、共働き世帯の増加や高齢化の進展等に伴い、防犯活動の参加者数や活動の維持が困難になってきています。

市民の意見

- ・防犯活動の参加者数の維持が困難で不足していることに課題を感じている。
- ・若者が防犯活動に参加できるような仕組みづくりが必要である。
- ・重点的に取り組むべき場所で防犯活動を進めることが必要である。

課題等

高齢化のさらなる進展や、今後の人口減少社会に向け、防犯活動に参加する機会をつくるなど、活動を促進する取り組みが求められています。

課題7 迷惑行為等の防止

現状

これまでの取り組みにより、放置自転車、落書き、歩きたばこ、違法駐車などの迷惑行為等は減少傾向にあります。しかし、自転車事故発生件数は減少しているものの、市民意向調査では、1年間で迷惑と感じた行為として、5割の人が自転車の迷惑走行を挙げており、ごみのポイ捨て、携帯電話(スマートフォン)のマナー、歩きたばこなども依然として高い値を示しています。また、路上での客引き行為など、新たな対応が求められている事案も発生しています。

市民の意見

- ・自転車の走行マナーの悪さが目につくため、マナーの向上が必要である。
- ・ごみのポイ捨てを防止するためには、日頃からきれいな環境を保つことも必要である。

課題等

迷惑行為は個人のマナー・モラルに負うところが大きいことから、ルールの周知やマナーアップの啓発など、減少に向けた取り組みが必要です。

課題8 防犯に配慮した環境の整備

現状

道路、公園等の暗がりや死角を解消するため、街灯の設置・照度アップ、樹木の剪定等環境の整備や、防犯協会による住宅の防犯診断などを進めてきましたが、市民意向調査では、街路灯等の整備を求める声はまだまだ多く、防犯の視点を踏まえた環境整備が引き続き求められています。

市民の意見

- ・街路灯等の設置や照度アップが必要である。
- ・街路樹を剪定し、道路の見通しを良くすることは大事である。

課題等

道路や公園等の公共施設をはじめとした犯罪が起きにくい環境整備を引き続き進めていく必要があります。また、住宅や民間の施設についても防犯対策を促進していくことが求められます。

課題9 市民・事業者・警察・行政等の連携体制の充実

現状

これまで、市民、地域、各種団体、警察、行政等が主体的に連携・協力しながら取り組みを進めてきました。しかし、防犯活動に参加している方で連携が足りないと感じている方が多い状況です。

市民の意見

- ・地域、行政、警察が連携することが必要である。
- ・学校と地域の連携が必要である。

課題等

引き続き、市民、地域、各関係団体等のそれぞれの取り組みを推進するとともに、地域としてより効果的な対策が取れるよう、それぞれの活動の連携・協力の深化や拡大を図ることが重要です。

(2) 重点課題

(1)で整理した課題のうち、近年における犯罪の被害状況や、今後予想される地域の状況等を踏まえ、今後5年間の安全安心街づくりを推進していく上での重点的な課題として次の3項目を掲げ、対策を講じていくこととします。

重点課題1 特殊詐欺等に対する取り組み

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の市内の被害状況について、平成23年では認知件数が26件、被害金額が5,981万円であったものが、平成26年では、認知件数が143件、被害金額は5億951万円と、それぞれ大幅に増加しています。平成26年の本市における発生件数は、県内の6割以上を占めており、主に高齢者が狙われる特殊詐欺や悪質商法について、被害を未然に防ぐ対策を重点的に推進していく必要があります。

重点課題2 子どもの防犯対策

子どもを被害者とする刑法犯認知件数は減少傾向にある一方、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の警察への相談・届出件数は年々増加しており、子どもに対する軽犯罪法違反や迷惑防止条例違反の発生件数も増加傾向にあります。

近年、全国における子どもを狙った重大犯罪の報道に接し、子どもがまき込まれる犯罪被害に不安をいだく声も多くあります。

子どもは、その心身が未成熟であり、危険を回避する能力が低いため、地域社会全体で犯罪の被害から守っていく必要があります。

重点課題3 連携による地域防犯活動の推進

ライフスタイルの多様化、核家族化、情報化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化し、必ずしも既存の活動の参加者は増えていない状況にあり、地域内の関係団体との連携・協力体制の構築による効果的な活動が必要となっています。

また、今後高齢化がさらに進むことや、人口減少社会に突入することを踏まえると、防犯活動の参加者数や活動の維持がより困難になることも予測されます。また、防犯上の課題は地域ごとに異なっており、今後ますます多様化が進んでいくことも予想されます。

将来にわたって地域の防犯力を維持し、効果的に向上させていくためには、自主防犯組織をはじめ、町内会、学校、PTA、企業、NPO、警察、行政等の連携による、各地域の特性に応じた防犯対策を推進していく必要があります。

第3章 基本目標・成果目標

1 基本目標

第2章で整理した課題に対し、本計画においては、次の3項目を基本目標として掲げ、安全安心街づくりの取り組みを推進していくこととします。

基本目標1 防犯力を高め育む人づくり

刑法犯認知件数の大半を占める窃盗や、空き巣、特殊詐欺など、市民の身近で起こり得る犯罪を未然に防止するために、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪を抑止する対処法など、正しい知識を習得し、主体的に防犯対策を講じていくことを目指します。特に、犯罪を防御する力が弱い子どもや高齢者等に対しては、家庭のみならず、学校や関係団体など、地域全体でその防犯力を高め、育成していくことを促進します。

また、犯罪やそれを誘引する迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めていくために、正しいルールやマナーを習得するとともに、思いやりの心や規範意識の醸成を図っていきます。

基本的施策

- 1 防犯意識の高揚を図り、危険察知等の防犯力を高める
- 2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み
- 重点** 3 特殊詐欺等の被害防止のための取り組み
- 重点** 4 子どもの防犯力の強化・育成
- 5 高齢者、女性、障害者等の防犯力の向上
- 6 防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

基本目標2 地域で支え合う防犯力の高い街づくり

市民が自分の暮らしを営む地域に関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどから生まれる連帯感は、コミュニティを強固なものにするとともに、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。近年、ライフスタイルの多様化、核家族化、情報化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化が危惧されていますが、自主防犯組織のみならず、町内

会、学校、PTA、事業者やNPOなど、関係機関や団体が連携・交流し、地域総ぐるみでその特性に応じた質の高い防犯活動を推進していきます。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるように、関係機関から必要な支援が受けられるような取り組みを行います。

基本的施策

- 1 地域コミュニティの防犯力の向上
- 2 地域における自主防犯活動の充実
- 3 地域と一体となった子ども等の見守り活動
- 重点** 4 地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進
- 5 犯罪被害者等の支援

基本目標3 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

犯罪被害を未然に防ぐためには、個人や地域による防犯活動などのソフト面の対策に加えて、環境整備などのハード面から、犯罪を躊躇^{ちゅうちよ}させ、起こさせない取り組みが必要です。

見通しの確保や暗がりの解消、防犯機能の高い建物部材や防犯カメラの活用など、市民に身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等により美しい街を維持していくことにより、犯罪を起こしにくい環境づくりを進めます。

また、迷惑行為を放置することは、そこから軽微な犯罪を生み、次第に重大な犯罪へとつながる危険性があります。このため、自転車の迷惑走行やごみのポイ捨て、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を誘引する機会の減少に努めます。

基本的施策

- 1 迷惑行為等撲滅への取り組み
- 2 子どもの安全に配慮した環境の整備
- 3 犯罪リスクを低減させる道路、公園、建物等の整備促進

2 成果目標

1で整理した基本目標に基づき、計画期間内の取り組みを行った成果の目安として、次の2項目を成果目標として設定し、効果的に重点施策等に取り組んで行くこととします。

1. 特殊詐欺の発生件数の減少

(平成26年) 143件 → (平成32年) ○○○件

2. 子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少

(平成26年) 246件 → (平成32年) ○○○件

※平成32年の成果目標値は、本年の発生件数を踏まえながら最終案で設定する予定です。

第4章 安全安心街づくりを推進するための施策

1 施策の体系

基本
理念

基本目標

基本的施策

施策の例

市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

基本目標1
防犯力を高め
育む人づくり

重点

重点

1 防犯意識の高揚を図り、危険察知等の防犯力を高める

2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み

3 特殊詐欺等の被害防止のための取り組み

4 子どもの防犯力の強化・育成

5 高齢者、女性、障害者等の防犯力の向上

6 防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

- ・各種防犯講座の開催
- ・繁華街等における街頭指導
- ・特殊詐欺被害防止啓発活動の実施
- ・学校における防犯教室・訓練の実施やパンフレットの配布等による安全教育の推進
- ・高齢者に接する機会が多い民生委員等への啓発や、配食サービス提供団体等と連携した啓発
- ・新入学女子大生への女性向け防犯冊子の配布による啓発
- ・障害者施設利用者及びその職員を対象とした防犯講習会
- ・市政だより、各種情報誌、ホームページ等による防犯情報の提供

基本目標2
地域で支え合う防犯力の高い街づくり

重点

1 地域コミュニティの防犯力の向上

2 地域における自主防犯活動の充実

3 地域と一体となった子ども等の見守り活動

4 地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進

5 犯罪被害者等の支援

- ・「学校ボランティア防犯巡視員」による巡視活動
- ・地域における自主防犯活動団体への助成
- ・児童館、保育所、学校等への不審者情報等の提供
- ・各区安全安心街づくり活動推進モデル地区における関係団体と連携した防犯活動の実施
- ・「みやぎ被害者支援センター」への支援

基本目標3
犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

1 迷惑行為等撲滅への取り組み

2 子どもの安全に配慮した環境の整備

3 犯罪リスクを低減させる道路、公園、建物等の整備促進

- ・自転車走行のルール遵守・マナー向上のための啓発活動
- ・管理不全な空き家の所有者等への助言・指導等の実施
- ・保育所等における機械警備システム導入の促進
- ・街路灯照度アップ、公園灯の新設修繕等の実施

第5章 計画の推進

1 市民・事業者・関係機関等との連携

安全安心街づくりを推進するためには、市民・事業者・市が各々の責務を果たしつつ、相互に協力することが必要です。

また、県や警察等関係機関と情報の交換を図り、事業実施の支援を受けるなどの連携により、効果的、計画的な事業の推進を図ります。

(1) 各区における連携・推進

区安全安心街づくり推進協議会等の推進組織において、区民、事業者、関係機関・区等が連携することにより、区的安全安心街づくりの取り組みを推進します。

(2) 繁華街・歓楽街における連携・推進

条例に規定の活動重点推進地区として指定されている国分町地区において、商店街や事業者、警察をはじめとする関係機関等が連携することにより、安全安心街づくりに向けた取り組みを推進します。

2 本市の推進体制

(1) 庁内推進体制

市長を本部長とし、副市長及び全局・区長並びに事業管理者等を構成員とする「仙台市安全安心街づくり推進本部」において、本市における安全安心街づくりに係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、推進本部の目的を達成するため、各局主管課長等から構成する幹事会を置き、この幹事会の下に、具体的事業の推進や重要な事項についての調査検討を目的として必要に応じて部会を置くなどして、実効性のある施策展開を図ります。

(2) 仙台市安全安心街づくり推進会議

学識経験者や関係行政機関の職員等から構成される「仙台市安全安心街づくり推進会議」において、進行状況に関する評価や計画の変更等、本市の安全安心街づくりに関する重要な事項を審議します。

また、必要に応じ部会を設置して専門の事項を審議するなど、安全安心に係る各分野の方々からの幅広い意見をいただきながら、施策の効果的な推進を図ります。

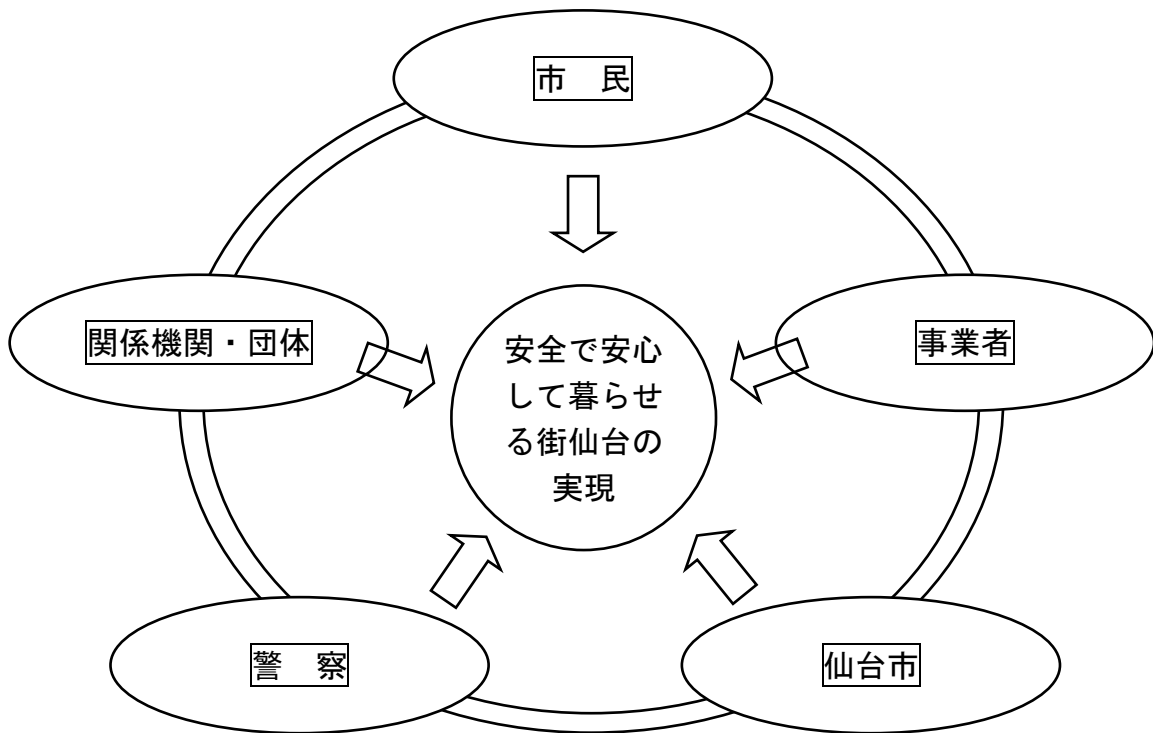
3 計画の進行管理

本計画の基本目標が達成され、基本理念が実現されるよう、本計画に掲げた各取り組みについては、毎年実施状況の把握を行い、適切な進行管理に努めるとともに、社会情勢の変化による新たな課題等にも対応できるよう適宜計画の見直しを行います。

また、地域において自主的な防犯活動に取り組む個人・団体の活動状況や意見の把握に努め、各ボランティア間の相互交流を図ることなどにより、より効果的な活動の展開が図れるように努めます。

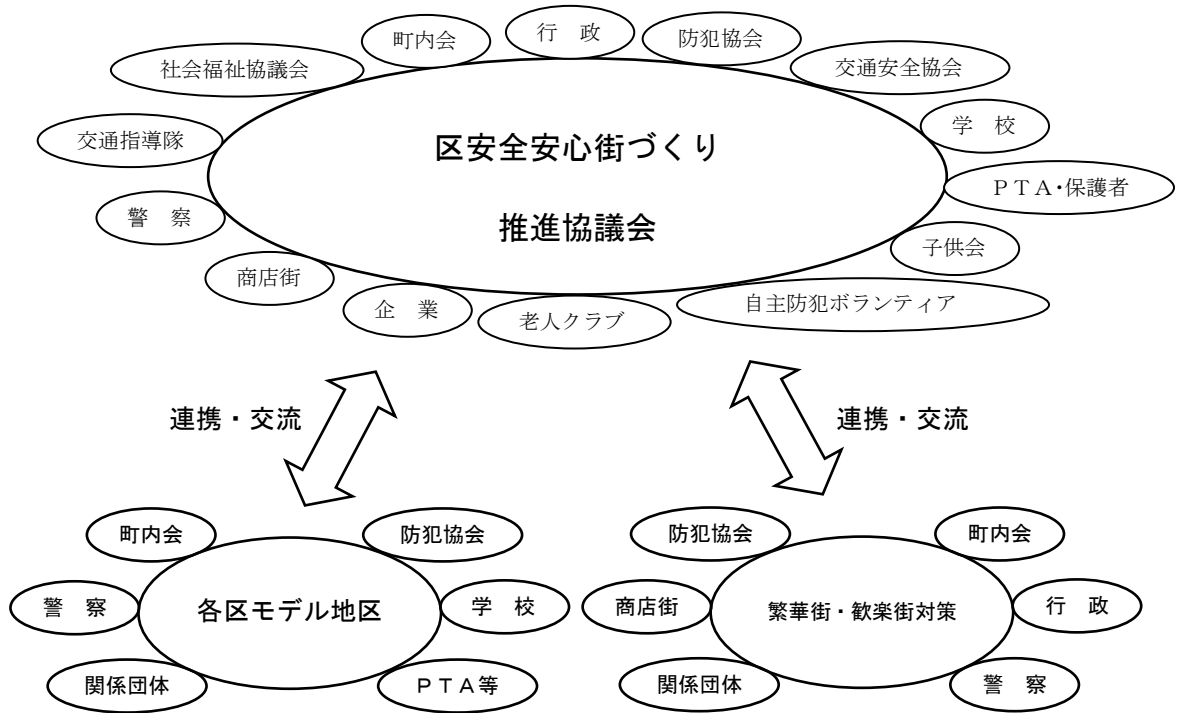
4 計画の推進イメージ

(1) 市民・事業者・関係機関等との連携による推進体制



【ネットワーク化の推進】

(2) 各区・繁華街・歓楽街における連携・交流



(3) 本市の推進体制

